

## 市第 22 号議案 横浜市市税条例等の一部改正

平成 30 年度の地方税法等の改正に伴い、横浜市市税条例等を改正します。

税目・改正項目	改正案の内容																																				
<p><b>固定資産税</b></p> <p>課税標準の特例措置に係る課税割合の設定</p> <p>【わがまち特例】 課税標準の特例措置等について、国が一律に定めていた課税割合を地方自治体が自主的に判断して、条例で決定できるようにする仕組み</p>	<p>○ 特定再生可能エネルギー発電設備に係る課税割合の設定 [市税条例附則第9条]</p> <p>太陽光発電など、特定再生可能エネルギーの発電設備に係るわがまち特例について、地方税法の改正によって期間が2年間延長されました。あわせて、出力による新たな区分が設けられ、その資産に係る特例が縮減され課税割合が引き上げられたことに伴い、次のとおり、条例で課税割合を設定します。</p> <table border="1" data-bbox="432 801 1458 1541"> <thead> <tr> <th colspan="3">改正前</th> <th colspan="3">改正後</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">対象資産 (償却資産)</th> <th colspan="2">課税割合</th> <th rowspan="2">対象資産 (償却資産)</th> <th colspan="2">課税割合</th> </tr> <tr> <th>地方税法</th> <th>条例</th> <th>地方税法</th> <th>条例(案)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">太陽光発電 風力発電</td> <td>【参酌】 2/3</td> <td rowspan="2">1/2</td> <td>太陽光発電 (1千kW未満) 風力発電 (20kW以上)</td> <td>【参酌】 2/3 【範囲】 1/2~5/6</td> <td rowspan="2">1/2</td> </tr> <tr> <td>【範囲】 1/2~5/6</td> <td>太陽光発電 (1千kW以上) 風力発電 (20kW未満)</td> <td>引上げ 【参酌】 3/4 【範囲】 7/12~11/12</td> <td>7/12</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水力発電 地熱発電 バイオマス発電 (2万kW未満)</td> <td>【参酌】 1/2</td> <td rowspan="2">1/3</td> <td>水力発電 (5千kW未満) 地熱発電 (1千kW以上) バイオマス発電 (1万kW未満)</td> <td>【参酌】 1/2 【範囲】 1/3~2/3</td> <td rowspan="2">1/3</td> </tr> <tr> <td>【範囲】 1/3~2/3</td> <td>水力発電 (5千kW以上) 地熱発電 (1千kW未満) バイオマス発電 (1万kW以上2万kW未満)</td> <td>引上げ 【参酌】 2/3 【範囲】 1/2~5/6</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>【期間】平成 30 年4月1日から平成 32 年3月 31 日まで          【適用】新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分</p> <p>&lt; 課税割合の設定理由 &gt;          本市は、再生可能エネルギー導入検討報告制度や地球温暖化対策計画書制度に基づき、事業者に再生可能エネルギーの積極的な導入を求めています。そのため、<b>地方税法上最も低い課税割合を採用することにより、事業者による計画的な取組を後押しする必要があります。</b></p>	改正前			改正後			対象資産 (償却資産)	課税割合		対象資産 (償却資産)	課税割合		地方税法	条例	地方税法	条例(案)	太陽光発電 風力発電	【参酌】 2/3	1/2	太陽光発電 (1千kW未満) 風力発電 (20kW以上)	【参酌】 2/3 【範囲】 1/2~5/6	1/2	【範囲】 1/2~5/6	太陽光発電 (1千kW以上) 風力発電 (20kW未満)	引上げ 【参酌】 3/4 【範囲】 7/12~11/12	7/12	水力発電 地熱発電 バイオマス発電 (2万kW未満)	【参酌】 1/2	1/3	水力発電 (5千kW未満) 地熱発電 (1千kW以上) バイオマス発電 (1万kW未満)	【参酌】 1/2 【範囲】 1/3~2/3	1/3	【範囲】 1/3~2/3	水力発電 (5千kW以上) 地熱発電 (1千kW未満) バイオマス発電 (1万kW以上2万kW未満)	引上げ 【参酌】 2/3 【範囲】 1/2~5/6	1/2
改正前			改正後																																		
対象資産 (償却資産)	課税割合		対象資産 (償却資産)	課税割合																																	
	地方税法	条例		地方税法	条例(案)																																
太陽光発電 風力発電	【参酌】 2/3	1/2	太陽光発電 (1千kW未満) 風力発電 (20kW以上)	【参酌】 2/3 【範囲】 1/2~5/6	1/2																																
	【範囲】 1/2~5/6		太陽光発電 (1千kW以上) 風力発電 (20kW未満)	引上げ 【参酌】 3/4 【範囲】 7/12~11/12		7/12																															
水力発電 地熱発電 バイオマス発電 (2万kW未満)	【参酌】 1/2	1/3	水力発電 (5千kW未満) 地熱発電 (1千kW以上) バイオマス発電 (1万kW未満)	【参酌】 1/2 【範囲】 1/3~2/3	1/3																																
	【範囲】 1/3~2/3		水力発電 (5千kW以上) 地熱発電 (1千kW未満) バイオマス発電 (1万kW以上2万kW未満)	引上げ 【参酌】 2/3 【範囲】 1/2~5/6		1/2																															

税目・改正項目		改正案の内容																											
都市計画税	減額措置の延長	<p>○ 耐震改修等が行われた住宅に対する都市計画税に係る減額措置の延長 [市税条例附則第13条の7、市税条例附則第13条の8、市税条例附則第13条の8の2、市税条例附則第13条の8の3]</p> <p>地方税法において、耐震改修が行われた住宅及び省エネ改修が行われた住宅に対する固定資産税の減額措置が2年間延長されたことから、本市が独自に設けている都市計画税の減額措置についても同様に2年間延長します。</p> <p>【改修工事を行った住宅に対する都市計画税の減額措置（本市独自）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象資産 (家屋)</th> <th>軽減率</th> <th>適用</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">耐震改修</td> <td>認定長期優良住宅</td> <td>2/3</td> <td>1年度分</td> <td rowspan="6"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">2年延長</div>            平成32年3月31日まで         </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外の住宅</td> <td>耐震診断義務付け住宅</td> <td>1/2</td> <td>2年度分</td> </tr> <tr> <td>耐震診断義務なし住宅</td> <td>1/2</td> <td>1年度分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">省エネ改修</td> <td>認定長期優良住宅</td> <td>2/3</td> <td>1年度分</td> </tr> <tr> <td>上記以外の住宅</td> <td>1/3</td> <td>1年度分</td> </tr> </tbody> </table>				対象資産 (家屋)		軽減率	適用	期間	耐震改修	認定長期優良住宅	2/3	1年度分	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">2年延長</div> 平成32年3月31日まで	上記以外の住宅	耐震診断義務付け住宅	1/2	2年度分	耐震診断義務なし住宅	1/2	1年度分	省エネ改修	認定長期優良住宅	2/3	1年度分	上記以外の住宅	1/3	1年度分
	対象資産 (家屋)		軽減率	適用	期間																								
耐震改修	認定長期優良住宅	2/3	1年度分	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">2年延長</div> 平成32年3月31日まで																									
	上記以外の住宅	耐震診断義務付け住宅	1/2		2年度分																								
		耐震診断義務なし住宅	1/2		1年度分																								
省エネ改修	認定長期優良住宅	2/3	1年度分																										
	上記以外の住宅	1/3	1年度分																										
その他		○ その他、条文整備を行います。																											